



山形県公報

平成28年11月25日（金）
第2800号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…1245
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1246
- 一般国道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1247
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）… 同

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）… 同
- 同……………（最上総合支庁建築課）…1251
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…1254

告 示

山形県告示第969号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成28年12月2日山形市に招集する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 286号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字滑川字道端326番1から 同 休石299番2まで	旧	15.2メートル } 8.7	メートル 255
同 上	新	15.6メートル } 10.0	同 上

山形県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市蔵王上野3478番1から 同 字中島566番1まで	旧	13.4メートル } 8.2	179 ^{メートル}
山形市蔵王上野3130番1から 同 字中島566番1まで	新	15.0メートル } 12.4	同 上

山形県告示第972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 286号
- 2 供用開始の区間 山形市大字滑川字道端326番1から
同 休石299番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月25日

山形県告示第973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市蔵王上野3130番1から
同 字中島566番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月25日

山形県告示第974号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡高島町大字中里字中里297番 1 から 同 泉岡字天神森1038番まで	旧	33.0 メートル } 15.0	328 メートル
同 上	新	36.0 メートル } 17.8	同 上

山形県告示第975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大塚米沢線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字苺字下苺371番 1 から
同 366番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月25日

山形県告示第976号

次の開発行為は、完了した。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成28年7月27日 指令置総建第30号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南陽市若狭郷屋字沢見811番 1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 山形市落合町205番地 社会福祉法人いずみノ社

山形県告示第977号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「 大山二丁目17番 12号 」 を 「 大山二丁目18番 34号 」 に改める。

附 則

この規程は、平成28年12月5日から施行する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営鈴川第二ア パート4号	山形市鈴川町三 丁目17-22	3K	44.4	2	一般用	12,000	13,900	15,900	17,900	20,300	20,300	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,700	19,700		
同 五十鈴アパ ート3号	同 大野目二 丁目2-46	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,900		
同 桜町アパー ート1号	同 桜町四丁 目12-16	3DK	63.9	1	同	20,400	23,600	26,900	30,400	34,700	40,100		
同 2号	同 12-20	同	64.2	1	同	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900		
同 宮町アパー ート2号	同 宮町二丁 目8-26	同	66.5	1	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100		
同 きたまちア パート3号	同 桜町三丁 目2-9	同	66.5	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100		
同 東山住宅	同 大字十文 字6106	2DK	61.5	1	特定目的用 (身障者用)	23,900	27,600	31,600	35,600	40,700	47,000		单身可
同 飯塚住宅3 号	同 飯塚町 1353-1	同	55.4	1	一般用	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200		单身可
同 土屋倉アパ ート3号	同 上山市美咲町二 丁目3	3DK	53.7	1	同	12,900	14,900	17,000	19,200	21,900	25,300		
同 日光アパー ート5号	同 天童市北久野本 四丁目17-5	同	62.9	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同 天童駅西ア パート3号	同 駅西二丁 目2-31	同	64.2	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300		
同 近江アパー ート1号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	同	64.2	3	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600		
同 3号	同	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300		

同 中原了パー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	2DK	53.4	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	单身可
同 南寒河江ア パート1号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	3DK	64.2	1	一般用	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900	
同 左沢了パー ト	西村山郡大江町 大字藤田264- 3	同	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同 楯岡了パー ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	
同 楯岡中町ア パート	同 楯岡中町 5-1	同	63.7	1	同	19,900	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000	
同 尾花沢了パ ート	尾花沢市新町一 丁目9-36	同	64.2	2	同	19,500	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

(3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年12月2日から同月8日までの午前10時から午後6時まで

ただし、郵送の場合は、平成28年12月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成29年2月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					金数	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート1号	新庄市金沢1494 -1	3DK	62.8	1	一般用	15,600 円	18,000 円	20,600 円	23,200 円	26,500 円	30,600 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年12月1日から同月7日までの午前9時30分から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、平成28年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
新庄市金沢字大道上2034
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 平成29年1月中旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者	
県営美原アパート1号	鶴岡市美原町18-1	3DK	74.2	1	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分の家賃に相当する額
同 3号	同 19-23	2DK	40.5	1	同	12,000	13,800	15,800	17,800	20,400	23,500	单身可
同 東部アパート1号	同 朝陽町6-25	3DK	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同	同	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	单身可
同 3号	同 6-6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原アパート1号	同 茅原字草見鶴16-1	同	63.5	3	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300	
同 2号	同	4DK	71.5	2	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 3号	同	3DK	61.0	2	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 末広アパート1号	同 末広町23-63	同	69.3	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 川南アパート1号	同 酒田市若宮町二丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	
同	同	同	51.2	3	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	单身可
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,700	18,100	20,700	23,400	26,700	30,800	单身可
同 川南住宅3号	同 1-3	同	54.6	2	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400	
同	同	同	54.6	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400	单身可

同 川南アパー ト5号	同 1-5	3K	55.7	1	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,300	33,800	
同 こがねアパ ート2号	同 こがね町 一丁目21-11	4DK	71.5	1	同	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,300	
同 東泉アパー ート1号	同 東泉町四 丁目15-21	3DK	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	
同 3号	同	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 鳥海アパー ート1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	2	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	
同 2号	同	同	69.2	1	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,100	
同 北新町アパ ート	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	1	同	20,000	23,100	26,400	29,800	34,100	39,300	单身可
同 狩川アパー ート	同 東田川郡庄内町 狩川字山居22	3DK	58.0	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同	同	同	58.0	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年12月5日から同月9日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、平成28年12月9日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成29年2月上旬